



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今回は、「租税条約」についての内容やメリット、手続きについてご紹介致します。「租税条約」は、二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応等を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものであり、我が国は平成24年4月末現在、64カ国・地域で53条約を締結しています。

租税条約の概要

租税条約には、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) 加盟国を中心としたOECDモデル租税条約があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっています。我が国も、これに沿った規定を採用しています。

OECDモデル租税条約の主な内容 二重課税の調整

源泉地国(所得が生ずる国)の課税できる所得の範囲を確定しています。事業所得は、支店等の活動により得た所得の

みに課税されます。投資所得(配当、利子、使用料)は、税率の上限を設定しています。

脱税及び租税回避への対応

税務当局間の納税者情報(銀行機密を含む)の交換が行われます。通常、源泉地国で課税された租税を自国の租税から控除する方法(外国税額控除)又は源泉地国で生じた所得を課税の対象から除外する方法(所得免除)によって二重課税の排除を行っており、我が国では、外国税額控除の方法を採用しています。

租税条約のメリット

租税条約のメリットとしては、海外進出する企業は外国への投資や事業から得た利益に対する二重課税を避けることができる点や、税制面で不当な扱いを受けた時に両国間で設けられた協議機関へ申し立てを行うことができる点などが挙げられます。また、政府は二カ国間での投資を促進させることにより事業の拡大がなされるなどの期待をしています。さ

らに、配当や利子への課税が軽減される点もメリットとして挙げられます。

租税条約適用のための手続き

日本から海外に対して利子や配当、使用料などを支払う場合には、原則として20%の源泉所得税が課税され、支払者がその源泉徴収義務を負うことになります。しかし、租税条約の適用によって、海外への支払に対する源泉所得税の減免が認められることがあります。減免の申請を行うには、「租税条約に関する届出書」を対象となる所得の支払の前日までに、支払者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。租税条約適用届出の手続きにつきましては、弊会計事務所がお手伝いさせていただいておりますので、海外取引がある会社様はお気軽にご相談ください。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「改正育児・介護休業法」が全面施行！ 未対応の場合は早急な対応を！

厚生労働省は、「男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方」の実現を目的として、2009年に「育児・介護休業法」を改正しました。

これまで従業員数100人以下の中小零細企業については、短時間勤務制度などの適用が猶予されていましたが、7月1日からはすべての企業が対象となります。全面施行まで1カ月を切りましたので、未対応の企業は早急に対応しなければなりません。

7月1日から全面適用となる主な制度

全面適用となる主な制度は、次の通りです。

①「短時間勤務制度」

3歳までの子を養育する従業員に対しては、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

②「所定外労働の制限」

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させ

てはけません。

③「介護休暇」

家族の介護や世話を行う従業員が申し出た場合には、1日単位での休暇取得を許可しなければなりません。日数は、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日となります。

就業規則等の見直しが必要

7月1日から新たに対象となる企業については、あらかじめ就業規則等に上記の制度を定め、従業員に周知しなければなりません。

対応が済んでいない場合は施行日までに対応が必要ですので、ご注意ください。

従業員の長期就業不能リスクに備える 「GLTD」とは？

従業員の長期就業不能によるリスク

近年、うつ病等のメンタルヘルス不全により休職される従業員が増えています。

特に精神疾患によるものは改善までに長期間休職となることが多く、「会社を休む→有

休を使い果たす→疾病休暇も使い果たす→労災保険や健康保険からの手当も終わる→無給の休業となる→従業員はローンや養育費の支払いに困る」という状態に陥ることが懸念されます。また、仮に会社が、労働基準法上問題がないと思われる解雇を行った場合でも、様々な労使間のトラブルから企業が訴えられるというリスクも発生します。

「GLTD」とは？

こうした問題に対応できる、「GLTD」(団体長期障害所得補償保険：傷病による休職時に減少する給与所得を長期間補償できる唯一の保険制度)というもの、各損保会社から発売され、保険料も非常に安価なものからあるため利用する企業が増えているそうです。この制度の発祥はアメリカで、現在100名以上の企業で80~90%、100人未満の企業でも60%程度が導入し、広く普及しているのだそうです。

日本では1994年に保険として認可されました。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします



荷物を運送業者が紛失してしまったら？

先日、運送業者に当社の製品の運送を依頼しましたが、運送業者がその製品を紛失してしまい、取引先に当社の製品を納入できなくなっていました。運送業者に対して、何らかの請求をしたいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。



債務不履行責任の追及ができます

運送業者の責任

運送業者は、荷物を毀損または滅失してしまった場合には、運送業者が自己または使用人その他運送のために使用した者が運送品の受取り、保管、引渡しおよび運送に関して注意を怠らなかったことを証明しない限り、運送業者は損害賠償責任を負うことになります(商法577条)。この責任は、通常の民法の債務不履行責任と同じ責任と

解釈されており、責任を特別重く課しているというものではありません。

なお、商法578条では、貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するにあたって、その種類および価額を明示して告知したのであれば、運送業者は損害賠償の責任を負わないとされていますので注意しましょう。

責任追及の方法

本件のケースでは、運送業者が荷物を紛失してしまっただけのことですので、運送業者は自己または使用人その他運送のために使用した者が注意を怠らなかったことを証明することは困難です。そこで貴社は、債務不履行責任として運送業者に対して損害賠償の請求をすることができます。

なお、運送業者が故意または過失によって荷物を紛失した場合は、不法行為責任も追及することができますが、この場合は立証責任が原則通り荷送人側にありますので、逆に運送業者の故意または過失を立証することは困難です。

したがって、ファーストステップとして

運送業者に対して債務不履行責任の追及として、損害賠償請求の通知を出すことになります。この場合は、損害額や期限など支払方法を明示する方が、交渉を早く進めることができるでしょう。

送業者への損害賠償請求書

運送業者が荷物を紛失してしまっただけの場合、残された解決方法は、金銭による解決のみです。したがって、繰り返しになりますが、運送業者に対して債務不履行責任としての損害賠償請求を通知し、運送業者の対応を待つことになります。

示談書

上記のような請求に関して、運送業者と損害賠償の金額、支払方法等について合意が成立した場合、その内容を必ず書面にしておきましょう。

書面にすることによって、損害賠償の履行をより確実なものとし、後日の紛争を回避することができ、効果的なものとなります。



お知らせ

セミナー・勉強会開催のお知らせ (7月以降)

今月より毎月10回程度のセミナー・勉強会を開催させていただく運びとなりました。外部講師・内部講師により、会計、税務、人事、労務、法務、営業、スキルアップ、人材教育、Webマーケティング、海外進出など様々なテーマのセミナーをご用意しております。

皆様のお役に立てるセミナーを準備してまいりますのでどうぞお気軽にご参加下さい。



● 2012年7月開催セミナー情報

<http://www.shiodome.co.jp/seminar/201207.pdf>

● 2012年8月開催セミナー情報

<http://www.shiodome.co.jp/seminar/201208.pdf>

※汐留パートナーズグループのお客様はすべて無料です。

会計税務スタッフ若干名募集

現在、弊グループでは会計税務スタッフ(正社員)を若干名募集しております。お心当たりの方がいらっしゃいましたら、ぜひともご紹介いただければ幸いです。

- ・税理士試験科目1科目以上
- ・会計事務所での実務経験1年以上
- ・明るく元気がある方
- ・周囲と協調して仕事に取り組める方
- 求人情報詳細 <http://shiodome.co.jp/recruit.html>

7月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日現在> [年金事務所または健保組合]
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月~6月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌末日日> [公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://www.nagakinaoko.com>